

## 清川村国民保護協議会次第

日 時 令和5年3月24日(金)  
午後3時15分から  
場 所 清川村生涯学習センター  
せせらぎ館3階 研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

- (1) 清川村国民保護計画の改定について
- (2) その他

5 閉 会

## 清川村国民保護協議会 出席者名簿

No.	所 属	職	氏 名	備 考
1	清川村	村 長	岩澤 吉美	
2	国土交通省関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所 施設管理課	専門官	嶋原 謙二	
3	神奈川県県央地域県政総合センター 県民・防災課	課 長	広瀬 茂	
4	神奈川県厚木土木事務所	所 長	竹内 淳	欠席
5	神奈川県厚木保健福祉事務所		(欠 席)	
6	神奈川県厚木警察署 警備課	警 部	平本 雅命	
7	陸上自衛隊第4施設群	第3科長	稲田 善紀	
8	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社	次 長	内藤 千春	
9	東日本電信電話株式会社 神奈川西支店 県央営業支店	支店長	内田 幸宏	
10	神奈川中央交通東株式会社 厚木北営業所	副所長	三武 直裕	
11	清川村消防団		(欠 席)	
12	清川村消防団	副団長	川田 美德	
13	清川村消防団	副団長	尾澤 孝徳	
14	厚木市北消防署		(欠 席)	
15	清川村自治会長連絡協議会	会 長	鈴木 新二	
16	清川村	副村長	岸 直保	
17	清川村教育委員会	教育長	山田 一夫	

## 清川村国民保護協議会委員名簿

No.	区分	協議会委員	氏名	備考
1	会長	清川村長	岩澤 吉美	
2	委員	国土交通省関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長	羽澤 敏行	
3	委員	神奈川県県央地域県政総合センター所長	池田 雅男	
4	委員	神奈川県厚木土木事務所長	竹内 淳	
5	委員	神奈川県厚木保健福祉事務所長	佐々木 つぐ巳	
6	委員	神奈川県厚木警察署長	有原 馨	
7	委員	陸上自衛隊第4施設群長	本多 憲二	
8	委員	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	山口 剛	
9	委員	東日本電信電話株式会社 神奈川西支店長	牧野 元拓	
10	委員	神奈川中央交通東株式会社 厚木営業所長	大沼 敬正	
11	委員	清川村消防団長	小島 高德	
12	委員	清川村消防団副団長	川田 美徳	
13	委員	清川村消防団副団長	尾澤 孝徳	
14	委員	厚木市北消防署長	加藤 隆英	
15	委員	清川村自治会長連絡協議会長	鈴木 新二	
16	委員	清川村副村長	岸 直保	
17	委員	清川村教育委員会教育長	山田 一夫	

# 清川村国民保護協議会座席表

日時 令和5年3月24日(金) 午後3時15分から  
会場 清川村生涯学習センターせせらぎ館3階 研修室

## 【事務局】

防災担当課長 総務課長

○	○
---	---

村長 (会長・議長)

○
---

出入口

県央地域  
県政総合センター

○

国土交通省  
相模川水系広域ダム  
管理事務所

○

厚木警察署

○

厚木土木事務所

○

東京電力  
パワーリット株式会社  
平塚支社

○

陸上自衛隊 第4施設群

○

神奈川中央交通東  
株式会社  
厚木北営業所

○

東日本電信電話株式会社  
神奈川西支店

○

村自治会長  
連絡協議会

○

村消防団副団長

○

出入口

村消防団副団長

○

教育長 副村長

○

○

○	○
---	---

# 清川村国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 5 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、清川村国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、17 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十六年法律第百十二号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第一章 総則

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会  
(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 四 当該市町村の副市町村長
  - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
  - 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
  - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

# 清川村国民保護計画の 見直しの概要

令和5年3月

清 川 村

## 第1 計画見直しの方針

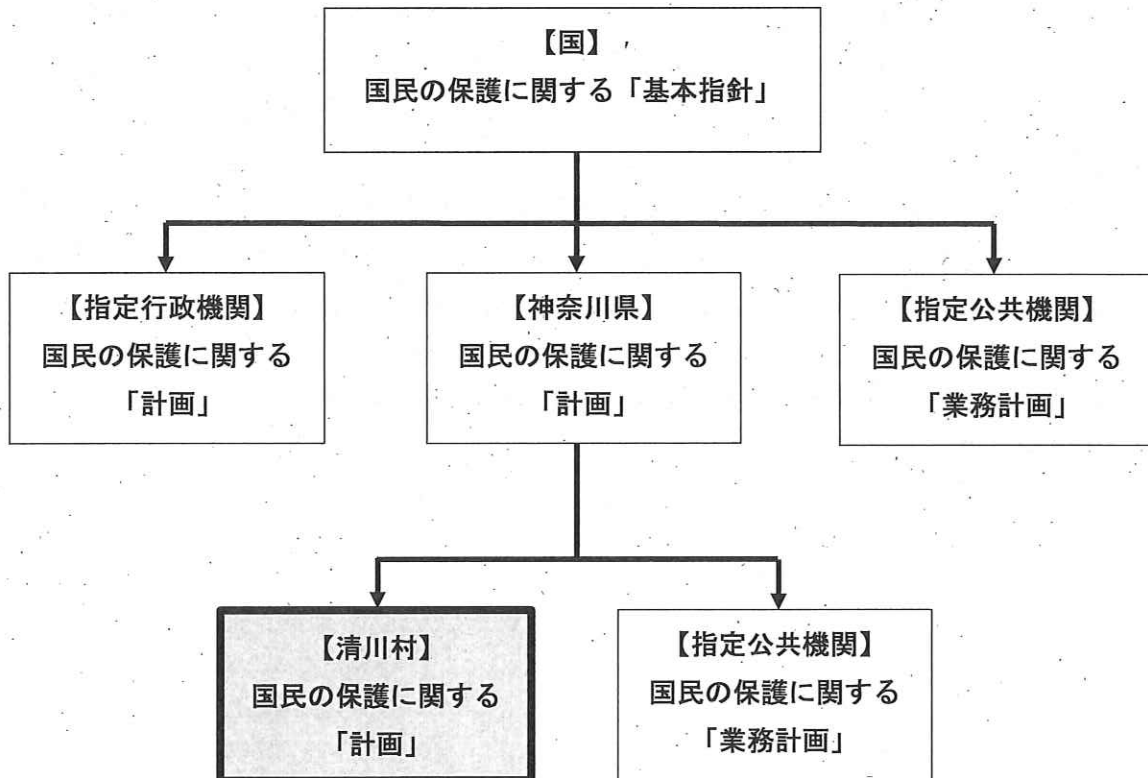
清川村国民保護計画（以下「本計画」）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」）並びに緊急対処事態において、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」）その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び神奈川県国民保護計画を踏まえ、清川村が作成する計画であって、武力攻撃事態等における清川村の区域に係る国民の保護に関する措置（以下「国民保護措置」）の総合的な推進に関する事項、村等が実施する国民保護措置に関する事項、緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」）に関する事項など必要な事項を定めることを目的とします。

本計画は、神奈川県国民保護計画の変更、国民の保護に関する基本指針の変更、国民保護法等の改正等との整合を図りながら、必要事項の見直しを行います。



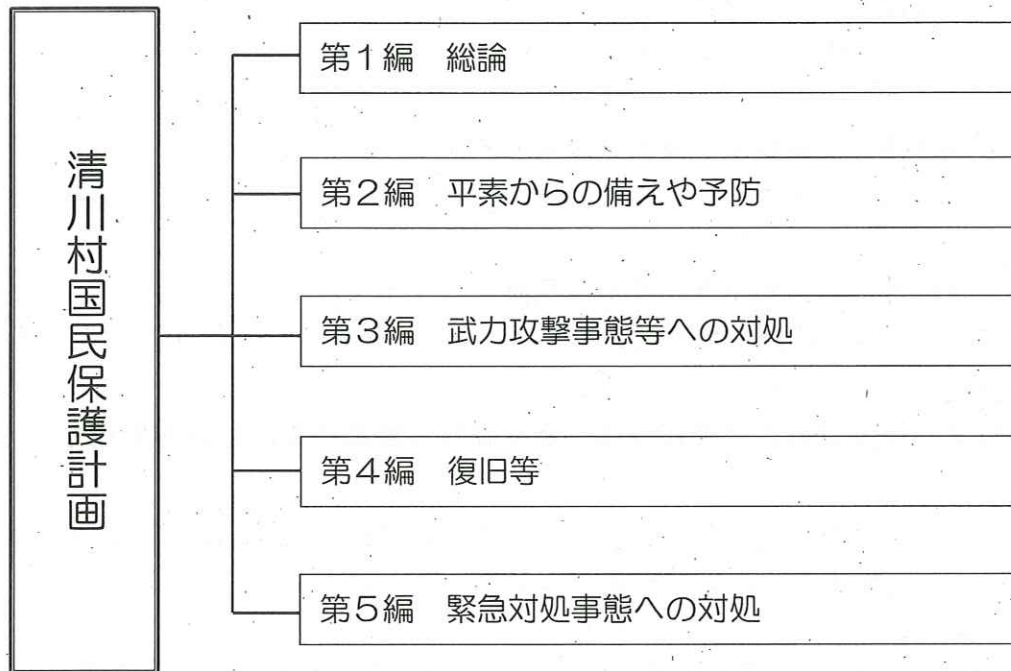
## 第2 清川村国民保護計画の位置付け

清川村国民保護計画の位置付けは以下のとおりです。



### 第3 計画の体系（全体構成）

清川村国民保護計画の全体構成は以下のとおりとします。



## 第4 主な見直し項目

### ■全編にわたる見直し

#### 1. 村及び関係機関の状況変化に伴う見直し

村内・近隣の組織・団体の名称等、清川村の地域環境の変化に伴い、最新の状況に見直しを行います。

#### 2. 村及び関係機関の事務又は業務の大綱の見直し

神奈川県国民保護計画の変更や清川村の現状を反映させ、村及び関係機関の事務又は業務の大綱の見直しを行います。

#### 3. 村の各課局等における平素の業務の見直し

清川村の庁内組織体制の変更等を反映させ、村の各課局等における国民保護措置の実施に関する平素の業務の見直しを行います。

#### 4. 清川村国民保護対策本部の組織構成及び武力攻撃事態等における業務の見直し

清川村の庁内組織体制の変更等を反映させ、清川村国民保護対策本部の組織構成及び武力攻撃事態等における業務の見直しを行います。

### ■その他、国民の保護に関する基本指針・県計画等の変更を踏まえた見直し

#### 5. 組織・体制の整備に関する内容の見直し

村対策本部長である村長に事故があった場合の第3順位までの代替え職員、国民保護計画の作成・変更時における指定公共機関等の連携、NBC攻撃時等への対応・実践的な訓練の実施等の内容について見直しを行います。

#### 6. 新たな情報システムの見直し

前回策定以後に導入された情報システムである、緊急情報ネットワーク（エムネット）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、安否情報システムなどについて、追加や見直しを行います。

#### 7. 避難に関する基本的事項の内容の見直し

村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料、避難を行う場合と避難場所、避難施設の候補選定にあたっての留意事項の見直しを行います。

#### 8. 避難行動要支援者名簿の活用の明記

武力攻撃時等における避難行動要支援者名簿の活用について明記します。

#### 9. 関係機関との連携強化内容の追加

国・県及び関係市町等による武力攻撃事態等合同対策協議会との協力、民間からの救援物資の受入れについて追加します。

10. 避難関係の内容の見直し

避難実施要領に定める事項の見直しを行いません。集客施設等の滞在者の避難、村内避難所への避難誘導時における留意事項について見直しを行います。

11. 衛生・医療関係の内容の追加

避難所における感染症対策にも留意する旨追加します。NBC攻撃時等における、医療活動についての留意事項を追加します。

12. 武力攻撃事態に応じた、村の措置及び住民の行動の追加

武力攻撃事態等の内容に応じた、村の措置及び住民の行動を追加します。

13. 国民生活の安定に関する措置内容の追加と見直し

国民生活の安定に関わる内容として、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の就労・雇用関連及び生活再建資金の融資等を追加や見直しを行います。

14. 赤十字標章・特殊標章関連の追加

赤十字標章に関する内容を追加します。

15. 国民保護措置に要した費用の支弁等の追加

国民保護措置等の実施時における、損失補償及び損害補償の対象を明記します。また、他市町の応援を受けた場合の費用の支弁について追加します。

第5 計画改定までのながれ（案）

